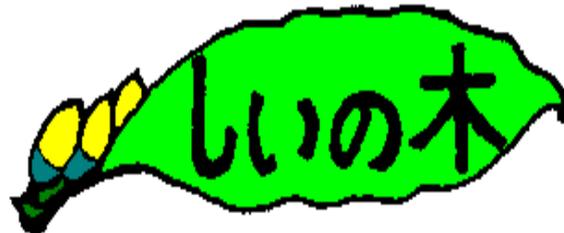


しいの木の進路指導



I	進路指導について	
	1 小・中・高における進路指導の内容	P1・P2
	2 小・中・高における進路指導（現場実習）について	P3
	3 卒業後の支援	P4
	4 本校における進路相談	P4
	5 関係機関との相談	P4
II	卒業後の生活に向けて	P5～
III	卒業後の進路先	P8
IV	進路先の概要	
	1 就職	P9
	2 進学	
	3 訓練校	
	4 障害者福祉サービス	P10・P11

I 進路指導について

進路指導の取り組みでは、保護者、施設と一緒に、児童・生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、自らの意志で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導・援助していきます。

進路指導の取り組みは、キャリア教育の中核を成しており、次の表に示すように学校教育全体で行っていきます。

1 小・中・高における進路指導の取り組み内容

	小学部	中学部	高等部
生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体づくり しっかりした身体、よく動く身体 ・ 手指の操作性 ・ 基本的生活習慣の向上 睡眠、生活リズム ・ 身辺処理の自立 着替え、食事、排泄、清潔、整理整頓、挨拶、掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の自立 着替え、食事、排泄、入浴、清潔、身だしなみ ・ 身辺処理の自立 調理、清掃、洗濯、日付、日程の理解、持ち物の用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の自己管理 規則正しい生活、カレンダー、時間の理解、1日のスケジュール、1週間のスケジュール、休日の過ごし方 ・ 健康管理 睡眠、栄養バランス、体づくり ・ 清潔 ・ 身だしなみ
自己表現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現力を育てる ・ コミュニケーション能力の向上 ・ 要求(気持ち)を伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思表示、要求、希望 ・ あいさつ、返事 ・ 相手の立場を考える ・ 話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思表示、意思伝達、自己表現、日常の表現 ・ 自分の意思を伝える 手紙、日記、面接 ・ 相手の立場を考えて話をする
自己理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 好きな活動(遊び)を増やす ・ 好きなこと がんばること ・ 自分の係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュール理解 ・ がまん ・ 自分の得意なこと ・ 自分の長所短所 ・ 今日の反省 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分について 生い立ち、長所・短所、特技、からだ、家族、友達、夢 ・ 興味・関心 自分の好きな仕事、やりたい仕事 ・ 自分の特徴と能力、得意なこと、適性 ・ 自分の目標、課題、自己評価 ・ 作業学習、現場実習
職業理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活の充実 ・ 家事に関心をもつ ・ 家の手伝い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業学習の経験 ・ 身近な仕事 ・ 寮(生活)での役割 ・ 就業体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働くということ いろいろな仕事、働く人の1日 ・ 職場見学(進路校外学習) 作業所と会社の違い ・ 実習壮行会、報告会
啓発的経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異集団への適応 交流学習 ・ 保護者への啓発 ・ 就業体験(5、6年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業学習 ・ 進路校外学習 ・ 就業体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業学習 ・ 職業 ・ 進路校外学習 ・ 現場実習

職業観育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験の拡大 調理、工作、家庭科 ・ 係活動、手伝い ・ 作業経験 作業学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業学習 ・ 係活動 ・ 寮での役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働くために 健康管理、清潔、身だしなみ、 人との付き合い方、マナー、 金銭の管理 ・ 学校と職場の違い ・ 働く人の一日 ・ 生きがい 仕事と余暇、将来の夢、 人生設計、暮らし
進路設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 好きな課題や仕事を 選ぶ経験 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路先理解と選択 ・ あこがれ、夢 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路を考え 進路先、進路相談、履歴書 ・ 進路先についての情報 ・ 自分の進路 進路希望、進路設計
進路適応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進級や進学への期待 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路先を知る ・ 中学校を卒業したら 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人になるということ 社会人の生活、卒業後の生活管理、 人との付き合い方、余暇、生活の場、 結婚 ・ 実習希望 ・ 進路先選択
社会組織の理解適応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の種類 ・ 仕事の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困ったとき 福祉事務所、公共職業安定所、職業セ ンター、更生相談所 ・ 制度 税金、年金、給料、休暇 ・ 会社の組織など ・ 生活の場 グループホーム、通勤寮、入所施設
社会生活の適応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆の中で通用する 身辺処理の方法を学ぶ ・ ルールやマナー ・ 対人関係 ・ 社会性の拡大 ・ 経験の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関の利用 ・ 買い物 ・ 愛の手帳（療育手帳） の利用 ・ 金融機関の利用 ・ 公共機関の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人とのつきあい 挨拶と返事、言葉遣いと態度、 冠婚葬祭、男女交際 ・ 自己防衛 ・ 場に応じたマナー 食事、公共交通機関の利用、 電話 ・ 経済生活 給料と生活費、貯金 ・ 金銭管理 小遣い帳、貯金、カード ・ 卒業後の健康管理 健康診断、お酒、たばこ ・ 余暇 休日の過ごし方 ・ 生活の場 グループホーム、通勤寮、結婚

※この資料は、それぞれの段階に応じて、進路指導・支援内容として重要かつ参考となるものについて抽出したものです。この資料が、それぞれの段階での進路指導・支援を充実させるための参考になればと思います。

2 小学部進路指導

～身近な働く人～

- ・就業体験（小学部5、6年生で2回実施する）
- ・生活に関わる基本的なスキルの獲得

中学部進路指導

～仕事を知る、職場を見学する、体験する～

- ・就業体験（3年間で、最低5日実施する）
- ・職業や生活に必要なスキルの獲得

高等部進路指導

～自立と社会参加をめざして～

学校で学ぶこと

- <高1> 『自分自身のことを知る』
『基本的なマナーを身に付ける』
『いろいろな職種があることを知る』
- <高2> 『基本的なマナーを身に付ける』
『自分に適した仕事や自分の目標について考える』
- <高3> 『社会人としてのマナーを身に付ける』
『主体的に働く力や生活する力を身に付ける』

寮・家庭で学ぶこと

- <高1>
 - 好きなことや得意なことを見つける。
 - ・生活マナー（挨拶や身の回りのこと）
 - ・手伝いの中で、好きなことや、できることを見つけていく。
- <高2>
 - 実習を通して適性を判断する。課題を把握する。
 - ・生活マナー＋社会的なマナー（言葉遣いや意思伝達）
 - ・手伝いの中で意識して、スキルアップ。
- <高3>
 - 卒業後の進路として、実習先を絞る。
 - ・生活マナー＋社会的なマナー、必要に応じビジネスマナー（要点を話す、電話をかける）
 - ・手伝いの幅を広げ、できることを応用していく。

産業現場等における実習（現場実習）について

目的

- (1) 働くことの大切さを知り、働く力を身に付ける。
- (2) 仕事に関する自分の分担や、職場の人と協力して仕事をするということについて理解する。
- (3) 実習中の安全や健康管理について理解する。
- (4) 自分の職業等の適性を知り、実習をとおして適切な進路を見出す。

3 卒業後の支援（アフターケア）

卒業生の進路先（施設・企業）および地域生活への移行をスムーズに進めるようにします。移行支援計画に基づいて、卒業生の進路先での適応状況や家庭等での生活状況を把握していきます。必要に応じて、関係機関と連携しながら本人への支援を行います。

4 本校における進路相談

<生徒との相談>

施設と学校という狭い環境の中で生活を送っている児童・生徒にとって、自分の将来についてのイメージがなかなか育ちにくい環境にあります。そのためにも「進路学習」や「産業現場等における実習（現場実習）」が重要であり、「進路学習」を通して学んだ希望職種から学校が依頼できる事業先を選択し、「産業現場等における実習」に結びつけます。事業主から評価をもらい、実習終了後の反省会において、今後の進路の方針について担任、進路担当、寮職員を含めて検討します。

<保護者との相談>

相談する機会が少ない本校では、あえて相談期間を設けずに、「授業参観」や「施設面会日」「家庭訪問」「電話連絡」を利用して、保護者の希望を確認したり、進路の状況を情報として提供したりしています。

5 関係機関との相談

<福祉事務所・児童相談所>

卒業後の支援については、18歳になった段階で「児童福祉法」から「知的障害者福祉法」に切り替わるので、担当地域の福祉司と話を進めていくこととなります。特に通勤寮や成人施設、作業所等を利用する場合、福祉司が調整役になるので、連絡を密にとる必要があります。また、最終的に決まった施設を利用する際、「支援費の申請」が必要となり、その窓口も福祉事務所となります。

ただし、あくまでも措置権は「児童相談所」にあるので、進路の状況を定期的に報告し、卒業時に措置の解除もしくは延長の判断をゆだねることとなります。

高等部2年生の後半から、「本人」と「保護者」、「福祉司」、「施設」、「学校」、で四者面談（「移行支援会議」）を行い、進路指導の方針について共通理解を図っています。

II 卒業後の生活に向けて

一人一人の進路の選択の機会を広げるために

卒業時の進路選択については、生徒自身の希望や保護者のねがいが実現するかどうかですが、そのためには、児童・生徒自身が成長していくこと（促していくこと）が大事です。学校卒業後の生活が、一人一人の児童・生徒自身にとって（あるいは保護者にとって）、「自分らしく」「豊かで、充実した生活」でありたいと考えます。

自分なりの卒業後のライフプラン（将来像）を考えながら、それを目指し実際に生活を送ることができるように学習することが、進路の取り組みだと思えます。その学習には、様々なことが含まれます。例えば、健康面や基本的な生活能力を培っていくことなどがあげられます。これらは、すぐに身に付くものではありません。小学部・中学部の頃から日々の生活の中で目的意識をもち、しっかりと生活や学習を行っていくことが大事です。

学校（主に高等部）での進路の取り組みとしては、「進路校外学習（進路先見学）」や「産業現場等における実習（現場実習）」、「職業（教科）」などがあります。現場実習では、実際に事業所等で働く体験をしたり、施設で集団の生活を体験したりします。こうした体験をとおして自分で考え、判断して、よりよい進路選択（決定）ができるようにしたいと考えています。

一人一人の児童・生徒が、成長していくと共に保護者や学校、地域、関係諸機関（東京都千葉福祉園や袖ヶ浦のびろ学園、児童相談所、福祉課、医療機関等）とのサポートが大事です。みんなで力を合わせて、卒業時の進路選択（決定）及びその後のより豊かで充実した生活に向けて準備していきましょう。

下記のことは、その例です。生活や学習活動の中で培っていきましょう。

<生活や学習活動の中で培う力の例>

○基本的な生活習慣の確立と健康

- ・健康（栄養を考え三食きちんと食べる、生活リズム、体力、衛生、身体的発達等）
- ・運動能力（姿勢、移動、手先の器用さ等）
- ・日常生活能力（食事、排泄、着替え、身だしなみ、掃除、洗濯等）
- * 家庭での手伝いは、積極的にいきましょう。
- * 年齢相応のマナーや行動を身に付けていきましょう。

○社会性、対人関係の広がり

- ・情緒の安定
- ・挨拶や返事
- ・コミュニケーション（発語、意思表示等）
- ・様々な人々と協力していける力（集団生活への適応）
- * 様々な人と関わり、誰からでも支援を受けることができるということが大切です。

○生活経験の広がり

- ・お金の利用、電話の利用、交通機関の利用（時間の理解、余暇の活用等）
- * 福祉制度を利用して、施設の体験的な利用をしてみましょう。（「短期入所」、「日中一時支援事業」等）

○働く力の伸長

- ・意欲、態度、集中力、責任感、持続力、技能的なこと、知識や指示を理解する力の向上
- * 作業学習、係り仕事、日常の自分の仕事や役割を果たす、手伝い等の中には、様々な要素が含まれます。小さいときからの積み重ねが大事です。
- * どのような仕事があるのか、自分はどんな仕事ができるのか等を考えていくことが大切です。

進路活動を進めていく中で考えていきたいこと

○自分自身のこと（お子さんのこと）をよく知る（理解する）ことが大事です。分かっているとは思いますが、もう一步踏み込んでみましょう。そして、より一層「力」をつけていけるように努めましょう。

- ・得意なことは、何か。苦手なことは、何か。（できること、できないこと）
- * 良い点を知り（認めて）、更に伸ばす。課題を克服するための努力をしましょう。
- ・進路のことについてどのように考えているか、感じているのか、将来の生活をどのように過ごしたいのか（過ごしてほしいのか）を考えていきましょう。

○進路についての情報を集め、体験を踏まえながら考えていけるようにしていきましょう。

- ・どこに、どのような施設があるか、どのような取り組みをしているのか等、情報の収集に努めてください。実際に、**施設と連絡を取って見学**をしてみましょう。利用状況についても確認しましょう。
- * 周りの様子に気を取られ過ぎることや、誤った情報に左右されることのないように注意してください。「人は人、自分は自分」なのです。
- ・将来のことを踏まえ、事業所で働く体験は、とても大事です。高等部では、「産業現場等における実習（現場実習）」として、そうした機会を設けています。
- ・高等部での現場実習は、進路希望をよく考え、3年間を見通して実施していくようにしたいものです。担任とよく相談して進めていくようにしましょう。

○各区市町村の福祉課に相談に行くことも大事なことです。高等部一年次には、家庭訪問のときに担任と進路担当が同行して保護者と一緒に地域の福祉課訪問に行きます。

○就労希望であれば、就職先を探すという気持ちで本人・保護者が一緒に求人広告等を見て、どんな仕事があるのか、また、できるのか等を考える機会をもちましょう。

○保護者については、地域の親の会等へ積極的に参加することも大事です。そのような場で知る進路についての情報や貴重な体験談は、参考になると思います。また、地域には、様々な支援センターやサービス事業者があるので、活用していくこともよいでしょう。

福祉サービスの利用について

○基本的な仕組み

自立支援給付： 障害者本人が利用したいサービスを選択し、サービスを提供する事業者・施設と直接契約してサービスを利用する制度です。利用したサービス費用の**1割を利用者が負担し**、残りを給付費として国や県や区が負担します。食事等の実費は、利用者が負担します。費用については、助成がある区市町村もありますので確認してください。

地域生活支援事業： 利用の手順は、自立支援給付と同じです。各区市町村、独自の事業となるので**自治体毎に事業内容が異なります**。利用料の1割を利用者が負担します。助成がある場合もあるので各区市町村に確認してください。

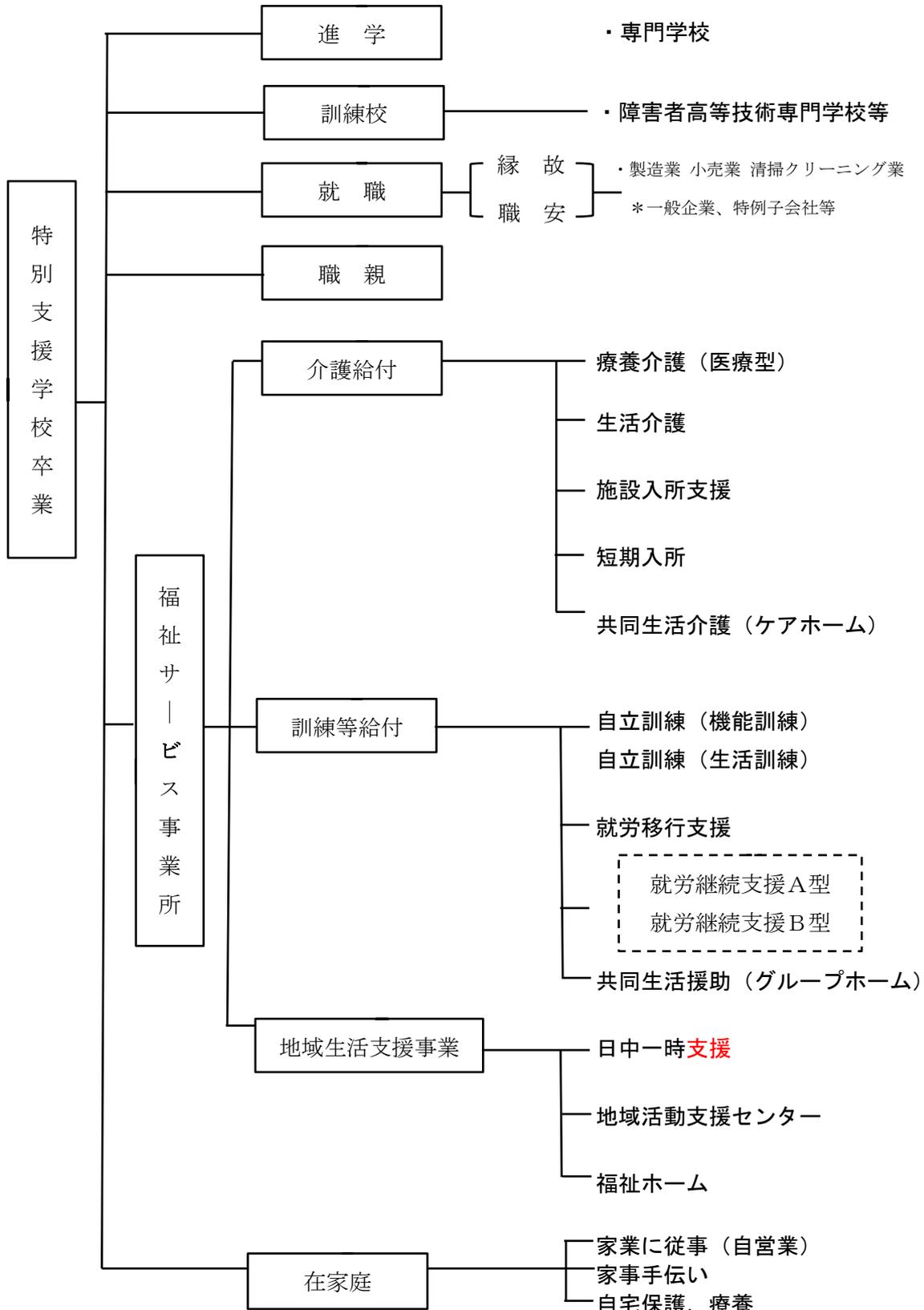
○受けられるサービス

- ・ 日中活動としては、福祉施設などで訓練や生活介護を受けるものや、緊急時に、一時的に施設を利用できる「**短期入所**」(ショート)、居宅介護のように自宅でサービスを利用するものなどがあります。住居に関しては、障害者福祉施設での生活支援やグループホーム等の利用に関わる支援があります。

○サービスを利用するために

- ・ 居住地の区市町村の窓口（区役所、市役所、町村役場の福祉課）で福祉サービス利用に向けて手続きを行います。
- ・ 支給決定を受けると自立支援給付事業については、「**受給者証**」、地域生活支援事業については、「**利用者証**」の交付を受けます。申請をする時には、事前に福祉課に連絡をして申請に必要な書類等の確認をしてから日時を決めて窓口に行きましょう。
- ・ 「受給者証」は、18歳前に交付されたものは、児童を対象とするものなので、**18歳になるときには、改めて成人用にする手続きをします**。18歳以上の方は、**障害支援区分の設定を受けることとなります**。障害支援区分は、今後（学校卒業後）、福祉サービスを受けていく上で大事なことなので、障害福祉課や調査に来た人等とよく相談をして受けるようにしましょう。
- ・ 手続き後は、利用したいサービスを提供する事業者や施設と連絡を取り、利用契約をしていきます。
- ・ 成人福祉施設の体験利用を希望する場合は、児童施設や児童相談所、居在地の福祉課（できれば学校とも）とよく相談して進めましょう。

III 卒業後の進路先



IV 進路先の概要

1 就職

◎一般企業 ———— 職業安定所（ハローワーク）が紹介斡旋をした就職。
製造業、小売業、清掃、クリーニング業など
縁故

◎特例子会社 ———— 会社の事業主が障害者のための特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている障害者を親会社や企業グループ全体で雇用されているとして算定できる。このようにして設立経営されている子会社が、特例子会社です。

◎職親 ———— 厚生労働省が事業主などに更生に必要な生活指導及び技能習得訓練を一定期間（1年ごとに更改）委託し、雇用の促進と職場における定着性を高めることを趣旨とした制度です。

- ・ 職親に対しては委託費が支給される。
- ・ 窓口は各市町村福祉課（福祉事務所）

2 進学

各種専門学校、等

3 訓練校

障害者職業能力開発校

障害のある方を対象とした職業訓練の専門校である障害者職業能力開発校を全国20校に設置し、個々の障害に配慮したきめ細かい職業訓練を実施しています。

- ・ 国立・都営 東京障害者職業能力開発校
- ・ 東京都立城東職業能力開発センター
- ・ 東京都立城東職業能力開発センター 江戸川校
- ・ 東京都立城東職業能力開発センター 台東分校
- ・ 千葉県立障害者高等技術専門校 等

4 障害者福祉サービス

◎福祉作業所・・・○各区市の福祉作業所

区市での運営又は各区市より委託された民間の事業所が運営しています。
卒業後、利用したい場合は、各区市の福祉課又は福祉協議会に申請を行います。

障害者福祉サービス I (介護給付)

◎居宅介護・・・ホームヘルプサービス。自宅で入浴、排せつ、食事の介助などを行います。

◎重度訪問介護・・・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

◎行動援護・・・自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

◎重度障害者等包括支援・・・介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に
行います。

◎短期入所（ショートステイ）・・・自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設
で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◎療養介護・・・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、
介護及び日常生活の世話をを行います。

◎生活介護・・・常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに創
作的活動又は生産活動の機会を提供します。

◎障害者支援施設での夜間ケアなど（施設入所支援）・・・施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、
排せつ、食事の介護などを行います。

◎共同生活介護（ケアホーム）・・・夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の援
助、掃除、洗濯、買い物、日常生活関連動作の支援を行います。
緊急時の応急対策や健康管理、服薬管理、金銭管理の援助。

障害者福祉サービスⅡ（訓練等給付）

- ◎就労移行支援事業・・・一般就労などを目指して事業所内や企業における作業や実習。適正にあった職場定着のための支援などを実施しています。
就労に向けての作業訓練などを行い期間は2年間。作業工賃がもらえます。
※2年の訓練機関の内に社会自立を目指します。
- ◎就労継続支援A型・・・通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者について、一般就労を目指しての支援を行います。
- ◎グループホーム・・・食事の援助、掃除、洗濯、買い物日常生活関連動作の支援を行います。
(共同生活援助) 緊急時の応急対策や健康管理、服薬管理、金銭管理の援助を行います。
地域生活のルール、コミュニケーション支援、余暇活動の支援を行います。

地域生活支援事業	移動支援	円滑な外出のための移動を支援
	日中一時支援	施設等で一時的に受ける日中の活動や支援
	地域活動支援センター	創作活動や生産活動を提供する施設

- ◎生活ホーム・・・独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な障害者に対し居室などを提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種の援助を行う民間の住宅です。
○自治体の取り組み制度です。自立支援給付の対象外です。各市町村の福祉課に御相談ください。
※食費、日常諸費及び公益費などは実費負担。

上記の表にあるサービスを組み合わせて利用し、日中の活動と住まいの場（夜間の生活）を確保し、自分なりの生活を組み立てていくこととなります。実際の利用については、各区・市の福祉課やサービス事業者、サービス相談事業者と相談をして進めていくこととなります。地域・自治体によって申請の時期などが若干異なることがあります。